

北上市 中小企業 ツキノワグマ 対策設備整備事業費

補助金のお知らせ



商工業者が実施するツキノワグマの侵入防止・侵入警戒の整備に要する経費を補助します！

1

補助
対象者

市内に事業所を有する**商工業者**

商工業者とは、次の条件のいずれにも該当する者です。

(1) 中小企業基本法第2条第1項各号で定める中小企業者

(2) 日本標準産業分類の大分類に基づき区分される事業のうち、C～R(Pを除く)に該当する事業を営む者【対象外】農業・林業、漁業、医療・福祉業を営む者

※その他の条件については、市ホームページでご確認ください。

2

補助対象
経費

市内の事業用地_注における次の経費

✓ ツキノワグマの**侵入を防止**する設備の整備費
例)電気柵、フェンス、窓格子 等

✓ ツキノワグマの**侵入を警戒**する設備の整備費
例)センサーカメラ、音響設備 等

注:事業用地とは補助対象者が使用する土地であって、事業に必要な施設のために使用する土地、または、従業員や利用者の駐車場として使用する土地です。

※年度内に支出が完了する経費に限ります。

※国、県、市、その他機関から補助金等の交付を受けた経費は対象外です。

3

補助率
・
上限額

補助率

補助対象経費の**2分の1**の額

上限額

同一の補助対象者につき**100万円**

4

交付申請
期間

令和8年4月1日～令和8年12月25日まで

※事業の着手前に交付申請をしてください。

問合せ先

北上市商工部産業雇用支援課工業係

☎ 0197-72-8242

✉ sangyo@city.kitakami.iwate.jp